

多度津町農業委員会議事録

令和7年10月17日午前8時52分より午前9時44分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について |
| 議案第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく農用地利用集積等推進計画案に対する意見の決定について |
| 議案第6号 | 農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく地域計画の変更に係る意見聴取について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（12名）

議長	大	西	和	芳
職務代理者（2番）	三	野	敏	彦
職務代理者（3番）	土	田	敏	雄
4番委員	西	山	正	美
5番委員	矢	野	和	幸
6番委員	池	田	一	普
7番委員	細	川	清	二
8番委員	山	地		文
9番委員	池	内	利	行
10番委員	河	井	弘	司
12番委員	伊	達	和	博
13番委員	宮	武	良	充

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	北	岡	康	民
2番委員	大	谷	泰	則
3番委員	眞	鍋	憲	明
4番委員	篠	原	壽	雄
5番委員	眞	鍋	昌	造
6番委員	島	田	和	博
7番委員	高	島	和	秋
8番委員	村	井	文	数

欠席委員

農業委員（2名）	11番委員	秋	山	義	充
	14番委員	横	關	幹	夫

農業委員会事務局職員

事務局長	海田	康弘
産業課長	植松	肇
主事	炭井	眸

解約通知について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番から番号6番を、議案書を基に朗読。】

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第1号の説明をいただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問ありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、いつもどおり議案第1号につきましては報告案件ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号をご覧ください。

【議案第2号番号1番から番号3番を、議案書を基に朗読。】

補足といたしまして、譲渡し、譲受け理由は既に分家独立している者への贈与です。

以上、3件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も自宅から近く問題がないことから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第2号の説明をいただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問ありましたら。

5番委員

この自家消費のための農地取得ということは、全然持ってないところが、百姓でない人が取得するということか。

事務局

はい。

5番委員

その条件というと、機械持ってないとだめとか、そこらの条件という何。どんなことがあるか、教えてほしいんですけど。

事務局

一応、まずこの自家消費のための農地取得というところで、農地法上は令和5年4月から3反要件というものが廃止されてるとい

ろで、何平米以上持ってないと農地が取得できないという決まりは、今現在ありません。

担保というか、どうやってやっていくのかというところで、一応機械を持っているかとか、買う予定とかリースをする予定があるのか、このあたりを聞いて。

5番委員 であれば、トラクター持っているか、耕運機持っているか、そんな条件をクリアしているか確認すると。

事務局 そうです。一応、この3名の方は手押しの耕運機は持ってらっしゃるといことで、皆さん田んぼではなくて家庭菜園をやっていく。

5番委員 畑やるんやろうけど。

事務局 やるというところで。

5番委員 うちのほうでも、そんな感じで買いたいというふうなんがあるんやけど、そんなん何も持ってない、ただくわだけ持つとるんが、それはちょっと無理やでとは言うたんやけど。

事務局 そうですね。なかなかちょっと面積的な要件というか、実際にできるかどうかというところが、一番心配になるところではあるんですけども。

5番委員 これやって、7畝とか6畝というたら、結構広い田んぼやからな。ただ、2畝や3畝ぐらいあったら畑でやれるけど、くわでちょっとこんまい耕運機みたいなんでできるんやろうけど、こんな6畝も7畝にもなったら結構広いきんな。

事務局 そうですね。

5番委員 そこ結構面積あるだけに、どこまで畑ができるんかなと思って。そこらちょっと心配なんやけど。

議長 昨日の小委員会でもそんな話もあって、事務局が、今委員さんがおっしゃるとおり、ちょっと面積的には広いんでという話もしとるようなんです。これは、私議長の立場で話をするのはどうかな、と思うんですが、過去の例からいうたら、例えばもともと、この人がどうこうというんでなしに、もともと田んぼしよった人ができんようになったときに、もともと所有者の人の機械を借りるとか、例えば今いるんな、JAのほうの支援関係のことで、トラクターで耕うんするとかなんとかというのは、いわゆるお金を払うてやってもらうという人もあったし、この人はどうか分らんけど、今説明がありましたように、その辺が分かった上で小さな歩行用のトラクターでやるというふうな意思があるようなんです。

4 番委員 ちょっと気になるんは、それはいろんなことを理由つけてできるかもしれないけど、この畑を購入した人が、あと本当にやってるかどうかが一番大事な話であって、そこはどう考えてるのか。

事務局 一応、その後やってるかどうかというのは、地元の委員さんにもご協力いただくようにはなるんですけども、現地のほうを重点的に見守っていただけて、もしできてないとか、相談に乗っていただく話にはなるんですけども。もし、今後ここをすぐに使ってもないのに転用するとか、またきちんと耕作をやってもないのに新しいところを買うという話になったときには、それは不許可の要件になります。3条申請などの。

4 番委員 だから、そういったところを、じゃあ誰がどう確認していくのかという。

事務局長 一応、農業委員さんとか推進委員さんのお仕事の中に、新規就農者の指導支援とか、そういう部分があるんで、国のほうは基本的には3反要件をなくした時点で、農業者だけじゃなく新たに農地を取得して農業をされる方というのを、耕作放棄になってという部分が増えているというところで、それを求めているのかなと。

ただ、3反要件がなくなった時点でのお話で、全国の農家さんから色々な方が、出来るか出来ないかも分からない方が就農されるような状況にもなりかねるし、投資目的での転用の懸念が残るというのは、いろいろお話があったようなんですけど、法律上そういう形で要件はなくなったんで、今のところは3条の申請で上がってくる計画、農地をどういうふうに管理していくかという計画に基づいて判断するというようなところしかないんです。2件、3件と、あと続いて購入していこうとする場合には、最初に通した農地がきちんと管理されているかという部分が判断材料にはなるかと思うんですけど、新たに取得という方については、最初に計画された内容を聞き取りしています。

4 番委員 その計画っていうのは、きちんとつくって出されてるんですか。

事務局長 様式が定められて。

議長 営農計画書です。

4 番委員 営農計画書を出してるんですね。じゃあ、農業委員一人一人、その担当地区の農業委員にそれを渡して、その計画が守られてるかどうかということを確認してもらうわけですか。

議長 申請時点の営農計画書は、今言うそれぞれの地元の農業委員さんに開示することは、その申請に当たっての営農計画書の開示。

4 番委員 そうでなかったら、何をチェックするのかっていうのが。ただ見て、ああやっていますね。それだけでいいのか。やってなかったらやってないということ。

事務局長 計画書には、野菜とかという、今の部分で言ったら家庭菜園、野菜ですよ。

4 番委員 いやいや、責任ある話を今されてるんだから、ちょっとその辺はきちんとしとかなないと。

議長 私も含めて、今危惧していることは、全ての委員さんが思うとることかと思えますし、何年前やったかな。先ほど、ちょっと話に出とった下限面積の廃止、それからもう一つ前に3年3作の廃止、そのときにもこのところでもそうでしたし、県の農業会議等々のところでも、ここが一番懸念するのは今言う一般の人が田んぼ買って、すぐそれを転用してという、それがもうしきりにみんながみんなそういう懸念を示しよった。かといって、農地法が変わった以上、今言った最低限の要件を満たすとかになったら否決することができんというのも現実なところで、もう固有名詞は出しますけど、ちょっと数年前に豊原の葛原のほうで、全然今言う機械持ってないのに水稻するんやというんで、できるんかという話もした記憶のある委員さんおいでるかと思えますけども、たまたまその方は本当にやるということで、すぐさま当年度の稲の苗をJAのほうへ注文し、そのうち田植機買い、コンバイン買い、現実今やっております。これは、当たり前ですけど、そういうふうな懸念が払拭できるような人もおりや、やっぱり懸念が残る方も確かにおると思います。

ただ、今説明があったように、申請に関わっての営農計画書なり、毎年耕作する農地を持つとる人の営農計画書を出しよるわな。それにも、私の田んぼは何を作りますって、その時点では何を作るという表示で営農計画書を皆さん方出しよると思うんですけども、そこら辺でそれぞれの委員さん、もちろんこの委員さんだけではないんですけども、関係しとる人がそこらをできてなかったら指導も含めて、喚起していくしかないんかなというんが、ちょっと。確かに、最終的にそこへなってしまうんですわ。

4 番委員 地区の担当者1人に押しつけるっていうのは、それはちょっとなと私は思ったんだけど。

議長 それは……。

4 番委員 その辺が、事務局とかその辺と連携してやらないと。

事務局長 それは、もちろん。

議長 それはもう、ほんなきん私が言うた人はもちろん、関係しとる人全員が、いっばいたくさんの目で管理というたら言葉が適正かどうか分からんけども、見ていかないかなのかなとは思ふ。

4番委員 そして、変な話、チェックするんだったらチェックするリストみたいなのを事務局で作って、チェックして、できてますねという項目をきちんとチェックできるようなんを作られたらどうですかね、それやったら。チェックせえと言うんだったらね。

事務局長 基本的に、今耕作放棄地とかそういう部分で委員さんの担当地域の見回りというんで、見回っていただけたら……。

4番委員 だから、その見回りするところの一つに、常にチェックつけていくような、毎月チェックしていくとか、そういうものを作って、担当地区のできたところには、私のほうにも1つありますから、そういうのを作ってもらいたいかなという気がします。

議長 事務局も、今意見が出よったように、どんな形かあれだけでも、今の意見にされるような、ちょっと検討して……。

4番委員 これから、多分たくさん出てきますよね、これ。

議長 今までに、さっき言いよった3年3作なり、下限面積廃止から、もう相当の量、こういう農地の所有権移転には案件として出ていっとるけんな。

5番委員 非農家の者は、簡単に考えとるからな。野菜作りやあななんでも、簡単にできると思うとるし。そらうちのほうでも、非農家の者が米が高うなったけん米作ろうかと、ほないつでも作ったらええがいと。何ちゃ持っとらんのに、ほなどなんするんやと言うたら、いやトラクター使ってもろうて、田植してもろうて、そなん何ぼかかるんや。そなな計算もせんと、米作る米作る。米が高いけん米作る。いつでも作ったらええが、田んぼ返してやるわ。麦作つりよる田んぼ返してやるというんやけどの。

議長 いや、現実におります。うちの近所でもおります。今年は、初めて田植機、機械で植えてもろうたんやけど、去年までは機械なしで毎日ぐらい草取りに入って、手で刈って、こういうお米やけに東京に売らんや。だけど、それ3畝か4畝ぐらいの田んぼ。それで農業経営できるはずがないんやけどな。何ぼ高う売れたってな。いずれにしても、今の懸念事項については、今話が出とったようなことでやるし、なおかつ何ぞ後々検証ができるような、何らかの資料というか、あれがで

きるか、ちょっと検討しとってください。私も県下全員聞くこともできんけども、先ほどちょっと言ったように、どこの委員会もそういった懸念はもちろんいまだに持っております。あんたんとこでないしよんなどいうんを何ぼか聞いてみて、参考になるようなものがありややってみて、いずれにしてもとにかく先ほど言うた、昔も3年3作を超えたら、それさえしたら転用というんはすつと通る話があった。今、それがなしになったけん、余計難しくなった。繰り返しになるけど、そういう懸念が出てきとる。出てきとるといふか、続いとるといふことですわ。

今のご意見については、私の申し上げたようなところで、今後の宿題的なこととなりますけども、それで今日のところはご理解いただきたいと思います。

ほかに何かないですか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第2号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。そういうことで、本日の議案第2号につきましては、承認することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第4条の申請につきまして

【議案第3番号1番を、議案書を基に朗読。】

今回、申請のありました件につきましては、用途地域内であること、また集団農地を分断するものではないと考えられ、被害防除計画も適切であることから、周辺の農地に支障はないと判断し、許可要件を満たしていると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第3号の説明をいただきましたけれども、これについて何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第3号につきまして承認すること

にご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題いたします。

なお、本議題については、宮武委員さんのほうが議事参与の制限ということで退室をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号 農地法第5条申請につきまして

【議案第4号番号1番から番号6番までを、議案書を基に朗読。】

以上、今回申請のありました転用につきましては、周辺が既に宅地化されていることから、集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないなどのことから、許可要件を満たしていると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの議案第4号の説明で、何かご意見、ご質問ありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということですので、議案第4号は承認いたします。

続きまして、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく農用地利用集積等推進計画案に対する意見の決定について、を議題いたします。

なお、本議案につきましては、今出ていっていただきました矢野委員さんが議事参与の制限により退室をお願いしております。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号をご覧ください。

こちらは、農用地利用集積等促進計画案となっており、農業委員会

において意見聴取することとなっております。

左側に記載されております土地所有者が香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構から右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。

内容といたしましては、機構貸借及び利用権設定からの移行による更新が14件、新規契約が9件です。

こちらの契約については、更新者は地域計画に既に位置づけられており、新規の者についても、こちらの借受人を地域計画に位置づける予定となっております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第5号の説明をいただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

特にご意見ないようですので、それでは議案第5号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしで、承認することで処理いたします。

続きまして、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく地域計画の変更に係る意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号 地域計画の変更に係る意見聴取につきまして、農地所有者から地域計画の変更申出書が町へ提出されております。農業委員会に意見を求められておりますので、ご審議のほどよろしく願います。

【議案第6号番号1番を、議案書を基に朗読。】

今回の申請地については、耕作者及び周辺関係者との調整が完了していることなどから、地域計画の素案を踏まえ、周辺農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えております。

本件につきましては、2か月後の定例会にて転用申請が提出される予定となっております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第6号の説明をいただきましたけども、いつもどおり、皆さん方にご意見、ご質問をお受けする前に、まず地元の委員さんのほうから何かご意見ありましたら。

6番委員 これ絵の中の青い、今隣接しているところ、これ同時申請してきてませんか。

事務局 転用の際には、ここも一緒になるんですけども、地域計画の中にこの青いほうが入ってはなかったの、この赤い部分だけが今地域計画に入っている感じです。

6番委員 分かりました。特に、あとは意見はないです。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第6号について何かご意見、ご質問等ありましたら。

ございませんか。

(なし の声あり)

特にご意見ないようですので、それでは議案第6号につきましては意見なしということで承認いたしたいと思います。ありがとうございます。

以上で本日の議案については終わるわけでございますけれども、全体にわたりまして何かありましたらというか、ちょっと言葉足らずで申し訳ないですが、先ほどの議案第2号の農地法第3条の案件で営農計画書、申請に添付しとる営農計画書の開示はできるんでないかというふうなことを言いましたけど、その開示の範囲というか、誰に開示するという、一般に開示するという意味でなしに、ここにおける委員さんに対しての開示という意味でそれで確認して開示ができる、できんか。もちろん、開示ができた場合には、ご承知のとおり、ここにおける委員さんについては守秘義務がございますので、その点については十分気をつけていただきたいと思いますので、開示した場合はそういうことになろうかと思っておりますので、ちょっとその辺だけ。

特にございませんでしたら、続きましてその他の報告を事務局のほうからお願いします。

事務局長 事務局より6点ご報告させていただきます。

1点目は、相続届について、2点目は来月分の農地機構貸借案件について、3点目は令和7年度農業委員・農地利用最適化推進委員研究会について、4点目は全国農業新聞購読料の改定について、5点目は農地転用集計表について、6点目は農地農政検討会について、になり

ます。

初めに1点目、相続届について報告をお願いします。

事務局

今月は、相続届が1件提出されております。

書類については、個人情報の関係から、小委員会に出席された委員さんと担当地区の委員さんにお配りしております。配付資料をお持ちの委員さんは、お取扱いに十分ご注意ください。もし不要であれば、事務局にお返してください。

以上です。

事務局長

続いて2点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いします。

事務局

A4横の農用地利用集積等促進計画の資料をご覧ください。

こちらに記載されております貸借案については、来月の定例会にて意見聴取をする予定となっております。ご確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長

3点目、令和7年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について報告をお願いします。

事務局

令和7年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会開催要領と書かれた資料をご覧ください。

冒頭にも会長のほうからお話がありましたが、今年度も研修会が開催されるとのことで、香川県農業会議より案内がありました。

日時は、12月12日金曜日午後1時30分からアイレックスで開催されます。参加される委員さんは現地集合でお願いいたします。持ち物として、2025年農業委員会業務必携をご持参ください。

出欠については、来月11月の定例会にて確認をさせていただきます。

また、12月の定例会と農地農政懇談会と同日にはなりますが、皆様ご予定のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長

4点目、全国農業新聞購読料の改定について報告をお願いします。

事務局

現在、皆様にご購読いただいている全国農業新聞について、香川県農業会議より、令和8年4月から購読料を700円から900円に改定するとの通知が届きました。詳しくは、こちらの資料をご覧ください。

以上です。

事務局長

5点目、農地転用集計表について報告をお願いします。

事務局

令和7年度農地転用処理集計表と、1枚めくっていただきまして、令和7年10月受付事案の集計表をお手元にご用意いたしましたので、ご確認をお願いいたします。

以上です。

事務局長

続いて、農地農政検討会についてご報告をさせていただきます。

今年も農地農政検討会を開催する予定ですので、事前に日程のほうをお知らせさせていただきます。

まだ、少し先ではありますが、皆さんぜひご参加いただきたいので、今のうちから予定のほうを空けておいていただけるとありがたいと思います。

正式なご案内につきましては、また改めて来月の定例会時にお渡しする予定としております。まずは、日程のご確認のほうよろしく願いいたします。

事務局からは以上になります。

議長

ありがとうございました。

今、5点ほど事務局から報告がありましたけども、これについて何かご質問等ありましたらお願いします。

特にございませんか。

私のほうから繰り返しになって申し訳ないんですけども、12月12日、大変スケジュールいっぱいなんですけども、もちろん農業会議の研修会も大事ですし、懇談会、これについても今期のこの委員さんで、当然再任される方もおいでかと思えますけれども今回で引退される委員さんもいることで、この委員さんの最後の農政懇談会にもなりますんで、ぜひご出席をいただきたいなというふうにも思っておりますんで、繰り返しお願いしたいと思います。

特にございませんでしたら、進めたいと思いますが。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは来月の予定をお願いします。

事務局長

引き続き、来月の予定についてご報告をいたします。

11月の小委員会は、19日水曜日の午前9時から役場2階大会議室で行います。当番委員は9番池内委員、推進委員は4番篠原委員にお願いしたいと思います。

定例会は、20日木曜日の午前9時から役場2階大会議室で行います。署名委員は5番矢野委員、6番池田委員、7番細川委員のうち2

名の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、再度議案なりその他の報告事項を含めて、全体で何かご意見、ご質問等ありましたら受けたいと思いますが、ございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、定例会についてはこれで閉めさせていただきます、本日はどうもありがとうございました。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長

署名委員

署名委員

事務局長

書 記

書 記